

## 73 ○新たな血液事業の推進に向けて

平成2年2月7日 血企第8号  
〔日本赤十字社副社長から各支部長宛〕

わが国における血液事業は、昭和39年の閣議決定以来、国、地方公共団体、日本赤十字社の三者が一体となって献血の推進に取り組んでまいりましたが、その結果国民の暖かいご理解とご協力のもと、関係各位のご努力により一般の輸血用血液製剤につきましてはその全てを献血で賄えるところまで参りました。

しかしながら、血液中の血漿から造られる血漿分画製剤につきましては、一般の医薬品と同様に取り扱われ、国内外の民間製薬会社により原料となる血漿や製品が大量に輸入され、使用量も膨大のものとなっております。また、これらは主にアメリカにおける売血を原料としており、この血液凝固因子製剤を使用した血友病患者から多くのエイズ患者が発生したことは記憶に新しいところであります。

こうした血漿分画製剤の輸入依存の状態には、人体の一部である血液を売買した営利の対象とすることについての倫理性の問題、未知のウイルスの混入という安全性からの問題、また、生命の維持に不可欠な血液製剤を外国に依存していることによる不安定な供給システムの問題などが内包されているところであります。

このような観点から、特に緊急性の高い血液凝固因子製剤については、昭和63年末に衆・参両議院において早期に国内自給を図るべきであるとの国会決議がなされているところであり、また国民各界・各層の意見を反映するため厚生省が設置した新血液事業推進検討委員会においても、平成元年9月に提出された第一次報告の中で同様の趣旨が強く述べられているところであります。

このため、厚生省においては、今後、わが国の血液事業は全ての血液製剤を献血により確保することを基本方針として、今般別紙（略）のとおり業務局長より本社長並びに各都道府県知事あて「血漿分画製剤原料血漿確保対策について」通知されたところであります。

日本赤十字社といたしましては、従来からの一般の輸血用血液製剤の安定的確保に全力を注ぐとともに、国民から負託を受けた献血血液を最後まで有効に活用するため、昭和58年から推進して参りました、アルブミン製剤を中心とした一部血漿分画製剤の製造・供給を継続しつつ、今後は、上記通知に基づいて血液凝固因子製剤の国内自給達成に向けて、一層の努力重ねてまいることといたしました。

本社の血液凝固因子製剤の製造体制につきましては、安全かつ効率の高い外国の製造技術を導入することとし、現在、国の補助金を受け、北海道千歳市の血漿分画センターに製造施設を増設中であります。同時に、血液事業が全体として安定的に運営できる財政対策及び製造された製品が確実に患者に使用されるような国家的供給管理体制についても、国に対し早期の確立をお願いしているところであります。

しかしながら、何にも増して重要なことは、献血者の確保、とりわけ成分献血の飛躍的な増大を図ることであり、そのためには国民の一層の理解と協力を得ることが不可欠でありますので、国、地方公共団体、日赤の三者が一体となって新たな血液事業に対応した献血推進運動を展開する必要があります。

については、当面の緊急課題とされている血液凝固因子製剤の国内自給を達成するため、赤十字のあらゆる組織を活用するほか、地方公共団体との連携をより一層強化して献血者の確保と成分献血の推進に取り組まれたいと、特段のご配慮をお願いします。

また、平成3年度における各血液センター別の原料血漿確保目標量は別表（略）のとおりであることを申し添えます。